

平成28年9月5日  
前澤工業株式会社

## 取締役会の実効性についての分析・評価について（概要）

当社は、持続的に成長し、長期的な企業価値を向上させ、以て、株主の皆様にご当社の株式を安心して長期的に保有していただくことを可能とするため、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、「マエザワCG基本方針」を制定・施行いたしております。

当社取締役会は、同方針第26条の定めに基づき、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、平成28年5月期の取締役会全体の実効性について分析・評価を行いました。

### 1. 評価の方法

「マエザワCG基本方針」が取締役会における「経営戦略策定機能」および「業務執行者に対する監督機能」の強化に重点を置いていることから、当社取締役会は、「平成28年5月期 取締役会の実効性分析・自主評価シート」を取締役会のこれら機能に関する評価の項目（注）を設定し、すべての取締役に配付し、回答を得ました。

なお、評価主体は取締役会ではありますが、客観的立場から意見を得るため、同様にすべての監査役からも回答を得ました。

### 2. 分析・評価

当社取締役会は、回答内容の結果に基づき、取締役会における「経営戦略策定機能」および「業務執行者に対する監督機能」を発揮するために十分な資質・経験・知識および意欲を有する取締役により構成され、多面的に議論を深掘する姿勢があり、議長の適切な議事運営が為され、活発に議論が行われていること、また、社外取締役および監査役の議論への貢献が高いことを確認いたしました。

一方、中長期的な経営課題などの企業戦略等の議論については、取締役会に付議される決議事項および報告事項が多いため、時間的制約もあり、当該議論は為されているものの、その深さに不足が生じているのではないかと懸念があること、その他取締役会の機能のより一層の充実を図るため、改善すべき事項は多くあるとの認識をいたしました。

また、今回設置した指名諮問委員会および報酬諮問委員会については、その担う責任が非常に重いことをあらためて認識いたしました。

### 3. 今後の対応

当社取締役会は、「マエザワCG基本方針」および上記分析・評価をふまえ、法令上取締役会における決議事項とすることが定められている事項、重要性および性質等により取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項を除き、当

社の業務執行に関する決定を、取締役会において定めた基準に基づき、業務執行取締役  
に委任する方向で検討を進め、中長期的な経営課題などの企業戦略等の重要な議論  
をさらに充実させ、以て、取締役会における「経営戦略策定機能」および「業務執行  
者に対する監督機能」を発揮させる体制を構築していく所存であります。

(注)「評価の項目」は次のとおりであります。

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の議題の選定
- ・取締役会の運営方法
- ・取締役会外の体制
- ・取締役自身（取締役会を構成する一員として）の行動
- ・攻めのガバナンス
- ・守りのガバナンス
- ・アクションプラン（課題を克服するための計画）の策定

以 上